

第三節 寺社領と大名領

寺社の支配

寺社の 徳川政権の寺社政策は豊臣政権にない、寺社の活動を宗教的・文化的なものに限定するとともに、政治的なかかわりを一切認めないものであった。そして、寺社の宗教的・文化的活動を保障するために、一定の所領（朱印領）を与えて経済的基盤を安定させた。このとき寺院に対して土地と石高を明示して与えた証書を朱印状というが、その文面の末尾に「可_レ抽_二天下祈禱精誠_一」とあるように、所領と引替えに將軍家安泰のための祈禱をさせたものであって、決して中世的な領主権の復活を認めたものではなかったのである。

徳川政権による寺社への朱印状の交付は、関ヶ原の戦い直後の慶長六年（二〇二）から始まっているが、大和の場合は慶長七年（二〇三）八月六日付けで、興福寺・東大寺をはじめとした諸寺社に交付されたのが最初である。また、これとは別に、寛永十一年（二〇三）に將軍家光が上洛した際に奈良町の地子が免除されたとき、新たに朱印領が与えられた寺院もあり、これをまとめると、いまの奈良地域の寺社に与えられた朱印領は表9のとおりになる。

このうち、もっとも大きい興福寺の所領は、一乗院・大乘院の両門跡領や諸院・諸坊領から春日神社領までを含み、その地域は後にその一部が奈良町に組み込まれる三條・木辻・紀寺・高畑の四村を中心にして、奈良町南郊の白毫寺・大安寺村から、横田・若槻村など現在の大和郡山市東辺部一帯にまで及んでいた。

東大寺の場合には添上郡樺本村（現・天）に所領の大部分があつたが、ほかにいまの奈良地域の野田村に一五一石が

第一章 奈良町の成立

あった。このほか奈良町の中小寺社の所領は法華寺・法蓮・川上・野田・肘塚の諸村などに細かく分散されて与えられた。このうち小所領を法華寺・法蓮・肘塚の三村に与えられた寺は十三か寺として一括され、互いに密接な連絡をとりあっていた。こうして近世奈良町周辺に複雑極まりない支配関係をもたらしたのである。(巻末付表5参照)

寺院支配の仕組み 徳川政権は関ヶ原の戦い直後の慶長六年(一六〇一)、高

野山に対して「高野山中法度条々」を制定して以来、寺社支配のために、各宗派や寺社毎にそれぞれ法度を定めていった。大和では慶長七年(一六〇二)に定められた「長谷寺法度」が最初のものであるが、慶長十七年(一六三二)九月には興福寺に対してつぎのような法度が定められている。

- 興福寺法度
- 一 坊舎并寺領為私不可売買一事
- 一 号二旧檀那一從二俗方一寺之裁判不可有事

表9 現奈良市域寺社朱印高

寺社名	朱印高	寺社名	朱印高
興福寺・春日社	27,834.5 ^{石斗}	秋篠寺	100.0
東大寺	2,211.4	伝香寺*	100.0
唐招提寺	300.0	不退寺	50.0
薬師寺	300.0	元興寺*	50.0
西大寺	300.0	白毫寺*	50.0
正暦寺	300.0	円證寺*	50.0
円成寺	235.0	十輪院*	50.0
法華寺	220.0	崇徳寺	50.0
円照寺	200.0	般若寺	30.0
興福院	200.0	福智院*	30.0
法徳寺	200.0	称名寺	30.0
眉間寺	100.0	安養寺*	30.0
海龍王寺	100.0	喜光寺	30.0
真言院*	100.0	不空院*	20.0
新薬師寺*	100.0	正覚寺*	20.0
極楽院*	100.0	礎城寺*	20.0
靈山寺	100.0		

※はいわゆる13か寺、このうち極楽院は今の元興寺(極楽坊)、円証寺は生駒市に移っている、眉間寺は廢寺となった

附尼并新発意は随成後見可レ有之事

一 衆徒如ニ前々有来ニ可レ順ニ寺務之命ニ事

右堅可レ相ニ守此旨ニ者也

慶長十七壬子年九月廿七日 権現様御判

当寺寺務一乘院殿

(『徳川禁令考』)

この法度は右の条文のように、中世以来の興福寺寺内の旧慣は尊重しながらも、寺領の売買を禁じ、また外部からの興福寺への関与を否定するなど、徳川政権の支配体制に組み込むことをねらったものである。

また、寛永十年(一六三三)以来、寺院の本末関係の整備が進められた。すなわち諸寺に末寺帳を提出させ、これをもとにして、本山―本寺―中本寺―直末寺―孫末寺という寺院の系列化ができ、これによって幕府の意向を下達させるのが容易となった。それとともに宗派・教団の結成も行なわれた。そして、寛文五年(一六六五)七月になって、全国の寺院・僧侶に対して、本末関係や僧侶の日常生活・寺院の修復のことなどについて細かく定めたつぎのような「諸宗寺院法度」を發布したのである。

諸宗寺院法度

定

- 一 諸宗法式不可相乱、若不行儀之輩於有之者急度可レ及ニ沙汰ニ事
- 一 不レ存ニ一宗法式之僧侶不可レ為ニ寺院住持
- 一 附立ニ新義不可レ説ニ奇怪之法ニ事
- 一 本末之規式不可レ乱レ之、縦雖レ為ニ本寺ニ對ニ末寺不可レ有ニ理不尽之沙汰ニ事
- 一 檀越之輩雖レ為ニ何寺ニ可レ任ニ其心得、僧侶方不可レ相爭ニ事
- 一 結ニ徒党ニ企ニ鬪諍ニ不似合事業不可レ仕事

一 背国法輩到来之節於レ有ニ其屈ニ者無ニ異議ニ可レ返レ之事

一 寺院仏閣修復之時不レ可レ及ニ美麗ニ事 附仏閣無ニ懈怠ニ掃除可ニ申付ニ事

一 寺領一切不レ可レ売買之、並不レ可レ入ニ貢物ニ事

一 無ニ由緒ニ者雖レ有ニ弟子之望ニ猥不レ可レ令ニ出家ニ、若無レ抛子細於レ有レ之者、其所之領主代官江相断可レ任ニ其意ニ事

右条々諸宗共可ニ堅守レ之、此外先判之条数弥不レ可レ相背之、若於ニ違犯ニ者随ニ科之輕重ニ可レ沙汰之、猶載ニ下知状者也

寛文五年七月十一日

(『徳川禁令考』)

すなわちこの年に至って、ようやく総括的な法度が定められ、法制面で寺院に対する統制策が整った。

幕府は、寛永十四年(一六三七)に起こった島原の乱の直前に、キリシタンでないことの証明として、特定の寺の信徒であることを示す「寺請け証文」を作らせ、五年後にはキリシタンか否かを調べる「宗門改役」を置き、寛文のころ(一六六〇ころ)には誰がどの寺の宗旨かを記す「宗門人別帳」の制度を定め、毎年これを調査報告させた。こうしてキリシタン禁制の嚴重化と平行して寺檀制度は地域差はあるが徐々に強化されていった。このようにキリシタンの禁止を徹底させるために、この制度が整えられたようにみえるが、その裏には、幕府が檀家をもつ寺院を通して民衆を支配しようとした意図がうかがわれる。すでに中世末期には、一向一揆のように民衆が各地域の寺院、とくに室町期以来急に勢力を得てきた浄土教系の寺院や道場との間に信仰による結びつきを密にできていたから、江戸幕府はこれを制度化したといえることができる。

この幕府の意向をむかえて、寺側としては集会所的な道場程度のものを寺なみに格上げしたり、檀那寺としての形態の整備につとめたりした。また葬儀のほかに戒名をつけたり、故人のための法要をしたりするほか、檀家の娘が結婚するときは先方の寺へその戸籍を送るような戸籍事務をもすることになった。当時の社会が厳しい身分制社会であったために、檀那寺の仕事の中には、その反映として身分による差別もみられた。このような形で、朱印地

を与えられないで、民衆の力によって支えられた多くの寺院も、また幕藩制権力機構の網の中に組み込まれたのである。

神社の支配

神社の場合は寺院にくらべて封建権力による掌握は遅れた。それは、先にも述べたように、中世の寺院が武装して封建権力と激しく対立したのに対して、神社にはそうした動きがほとんど見られなかった。それほど危険視されなかったためである。しかし、幕藩体制が次第に整備されていくと、神社もその支配体制の中に組み込まれるようになり、寺院の場合と同じく寛文五年になって、つぎのような「諸社神主称宜法度」が定められた。

諸社御定書

定

- 一 諸社之称宜神主等専学ニ神祇道ニ所ニ其崇敬ニ之神体弥可ニ存知ニ之、有来神事祭礼可レ勤之、向後於ニ怠慢者ニ可レ取ニ放神職ニ事
- 一 社家位階從ニ前々ニ以ニ伝奏ニ遂ニ昇進ニ輩者弥可レ為ニ其通ニ事
- 一 無位之社ヘ可着白張其外装束を以ニ吉田之許状ニ可レ着之ニ事
- 一 神領一切不レ可ニ売買ニ事
- 付不レ可レ入ニ于質物ニ事
- 一 神社小破之時其相応常々可レ加ニ修理ニ事 付神社無ニ懈怠掃除可ニ申付ニ事
- 右条々可ニ堅守之、若違犯之輩於レ有レ之者随ニ科之輕重可ニ沙汰ニ者也

寛文五年七月十一日

(『徳川禁令考』)

この法度の制定をきっかけにして、全国の神社・神主は、神位や神主の装束授与などを通じて京都の吉田神道家のもとに組み込まれていった。すなわちこれまで独自に村落神職層の門人化を進めていた吉田神道家の教化が公認されたことになる。その結果、將軍権力による神社・神職層が掌握される体制ができたといえる。

大名領の村々

柳生藩の成立
と領内支配

大和・山城の内に一万石を領し、奈良郊外の東山中柳生の地に陣屋を構え、大和はえぬき唯一の大名家として明治維新を迎えた柳生（楊生）氏は、長暦二年（二二六）に関白藤原頼通から春日社に寄進された神戸四ヶ郷（添上郡東部山中の大柳生・小柳生・坂原・邑地の四郷）のうち、小柳生郷をあずけられた大膳永家にはじまると伝えられている（『玉葉拾遺』、『寛政重修諸家譜』）。以来、小柳生庄の庄官としてつづいていたようであるが、南北朝期の永珍のころまではその動向はほとんどわからない。永珍は、弟の笠置寺中坊源専とともに後醍醐天皇方に加わって活躍した人と伝えられている。

永珍以後の柳生氏の動向もほとんど伝わらないが、戦国期にあらわれた美作守家敵いえよしのときになって、ようやく歴史の表面に姿をあらわしてくる。家敵は、管領細川晴元の家臣木沢長政に属して各地に転戦し、長政没後は孤立す



柳生宗矩像（芳徳禅寺蔵）

ることになって筒井順昭らの攻撃を受け、天文十三年（二五四）七月には小柳生城を失うことになった（『多聞断』）。

その後は筒井氏に臣従していたが、松永久秀の大和侵攻後はその配下に入り、各地の戦いに功名をあげている（『玉葉拾遺』、『名家』）。しかし、松永久秀が天正五年（二二七）十月に織田信長によって攻め滅ぼされると、小土豪として戦国動乱期の悲哀をなめつくしてきた家敵は、本貫地の小柳生の地に

帰って、隠栖することになった。家殿は、天正十三年（一五五）小柳生庄で、八九歳の生涯を終えた。

家殿の子宗殿（石舟斎）は、柳生新陰流の創始者として高名であるが、この時期は父とともに小柳生庄に隠栖していたようである。この間筒井順慶、豊臣秀長の大和一国支配体制確立の過程で、小柳生庄の領主権を認められていたのか、郷士としての取り扱ひを受けていたのか、あるいは帰農していたのか、世に伝えられる話には紛飾が多く、事実関係をたしかめることはできない。その後、文禄三年（一五九）五月、宗殿は京都聚楽

表10 宗矩知行高増加状況

年 度	拝領高	内 容	拝領高合計	実 高	実高合計
慶長 5	石合 2000.000	柳生村 (1913.447) 下総常陸 (1000.00)	2000.000	石合 1913.447	石合 1913.447
慶長 6. 9.11	1000.000	下総常陸 (1000.000)	3000.000	1000.000	2913.447
寛永 9.10. 3	3000.000	添上郡三か村(1150.440) 相楽郡五か村(1529.864)	6000.000	2680.304	5593.751
寛永13. 8.14	4000.000	山辺郡八か村(3999.990)	10000.000	3999.990	9593.741
寛永17. 9.13	500.000	添上郡坂原村 (500.000)	10500.000	500.000	10093.741
寛永17	2000.000	友矩遺領・下総常陸 (1377.611) 相楽郡高尾・南大河原 (622.389)	12500.000	2000.000	12093.741

【寛政重修諸家譜】『徳川実紀』【玉架拾遺】天理図書館「柳生家御領分村々明細帳」芳徳禅寺「御系譜」「袖隠抄」から作成

表11 宗矩遺領分知状況

	分 知 高	内 わ け	実 高
三 殿	石合 8300.000	芳徳寺領を除く大和領分 山城国相楽郡五か村 (6363.877) (1529.864)	7893.741
宗 冬	4000.000	山城国相楽郡高尾・南大河原村 下総・常陸 (622.389) (3377.611)	4000.000
芳徳禅寺	200.000	柳生下村 (200.000)	200.000
	12500.000		12093.741

【寛政重修諸家譜】【玉架拾遺】柳生芳徳禅寺「袖隠抄」から作成

第一章 奈良町の成立

紫竹村で徳川家康の謁見を受け、柳生新陰流の秘術を見せ、二〇〇石の知行を与えられた。宗敵が家康家臣団の一員に組み込まれたわけである。

宗敵の子但馬守宗矩も父の跡をついで徳川家に仕えた。宗矩は関ヶ原の戦いに功績があり、戦後、慶長五年（一六〇〇）にようやく柳生の旧領を回復することに成功した。天正五年（一五七七）に失って以来の本貫地への復帰であった。宗矩はその後も幕府官僚として順調に栄進をつづけ、寛永九年（一六三二）には総目付（大目付）となつて三〇〇〇石の加増を受け、同十三年（一六三六）にはさらに四〇〇〇石を賜わり、ついに一万石の大名にまでのぼりつめ、同十九年（一六四二）には、柳生正木坂の地に一三七四坪にもおよぶ陣屋を築き、名実ともに本貫地柳生の支配者として返り咲いたのであった（表10）。

幕府体制確立期の混乱を巧みに乗り切り、柳

表12 柳生藩主歴代表

代数	名前	官名	在職年度	備考
初代	宗矩	但馬守	～正保3(1646)	寛永13 10000石拝領
二代	三敵		正保3(1646)～慶安3(1650)	宗矩長男
三代	宗冬	飛驒守	慶安3(1650)～延宝3(1675)	宗矩三男
四代	宗在	対馬守	延宝3(1675)～元禄2(1689)	宗冬二男
五代	俊方	備前守	元禄2(1689)～享保15(1730)	宗在の兄宗春長男
六代	俊平	飛驒守	享保15(1730)～寛保2(1742)	桑名藩主松平定重十一男
七代	俊峯	備前守	寛保2(1742)～宝暦13(1763)	真田信弘四男
八代	俊則	但馬守	宝暦13(1763)～文化4(1807)	松前邦広二男
九代	俊豊	但馬守	文化4(1807)～文政3(1820)	柳沢保光六男
十代	俊章	但馬守	文政3(1820)～嘉永2(1849)	俊則長子
十一代	俊能	飛驒守	嘉永2(1849)～嘉永3(1850)	田沼意留子
十二代	俊順	但馬守	嘉永3(1850)～文久2(1862)	武田信之子
十三代	俊益	但馬守	文久2(1862)～	俊順弟

『寛政重修諸家譜』柳生芳徳禅寺「御系譜」などから作成

生の旧領を回復し、ついに大名となった但馬守宗矩は、正保三年（云〇）三月二十六日、江戸麻布藩邸で七六歳の生涯を終えた。遺領一万二五〇〇石は嫡子三殿（有名な柳生十兵衛）に八三〇〇石、四男宗冬に四〇〇〇石、末子芳徳寺烈堂に二〇〇石が、それぞれ分知されることになった。分知領の内訳は表11のとおりである。

宗矩遺領の分知によって、柳生氏は旗本にもどった。その後ふたたび大名の地位にもどるまでの領知関係はつぎのとおりである。まず、父の跡をついで近世柳生氏の二代目当主になった三殿が、慶安三年（云〇）三月、所領の山城国相楽郡北大河原村において四四歳で没した（『玉葉拾遺』）。三殿の遺領はそのまま弟宗冬が相続することになり、宗冬は自分の持つ四〇〇〇石を上知し、柳生氏三代目になった。その後、寛文八年（云〇）大和国山辺郡内三か村で一〇七七石六斗一升一合、宗冬旧領の山城国相楽郡高尾、南大河原両村で六二二石三斗八升九合、合わせて一七〇〇石が加増され、領知高一万石となり、ふたたび大名の地位を回復したものである。

ところが実際は、三殿遺領の検地帳高は七八九三石七斗四升一合であり、合わせて九五九三石七斗四升一合に過ぎない（表10・11参照）。不足分の四〇六石二斗五升九合（『玉葉拾遺』では不足高を四〇六石二斗四升八合勺として）については山城国相楽郡内七か村で畝づめを行ない、帳じりを合わせている。

宗矩以後の柳生藩の歴代藩主は表12のとおりで、六代俊平以後は代々養子がつづいた。

柳生氏は参勤交代を免除され、江戸に常住する定府大名であったから、国元の武士の数は少なく、その統治には苦心を払った。寛文元年（二〇三）には南都東寺林町光林院の寺地を買い求め、周囲二二間余におよぶ南都御屋敷（前まで奈良市庁舎のあった場所）を建てている（『柳生家中目録』）。ここを国中領地の統治、奈良町寺社および奈良奉行所との連絡、また大坂の商人との取引きなどの拠点にしたものであろうか。

柳生藩の職制については、初期のことはわからないが、幕末になると表13のように、江戸に六五人、国元に三二

第一章 奈良町の成立

人の藩士が詰めていた。そこで藩では国元の手薄さを補うため、中世地侍の系譜を引く家を選んで郷士に取り立て、彼らを支配機構の末端に位置づけ、領内統治の強化をはかった。寛永十四年（三宅）の山城国相楽郡田山・南北大河原村での二四人の郷士取り立て（『玉葉拾遺』）はその例であり、その後、大和領分でも山辺郡南柳生村の森氏、嘉幡村の森嶋氏など、大和武士の流れをくむ農民も郷士に取り立てられている。

柳生藩の領内支配は、大和領分の山辺郡・添上郡一か村に国中方大庄屋、山城領分に山中方大庄屋をおいて、それぞれ統治させた。大庄屋には村役人層の中でもとくに有力なものを選んで任命した。国中方大庄屋は山辺郡上之庄村森田氏・嘉幡村森嶋氏、山中方大庄屋は山城国相楽郡高尾村仲田氏などがそれぞれつとめている。また、大和の他藩ではあまり例をみないものとして、村高のうちに侍高・侍買得地高をふくむ村のあったことで

表13 柳生藩職制表（幕末）

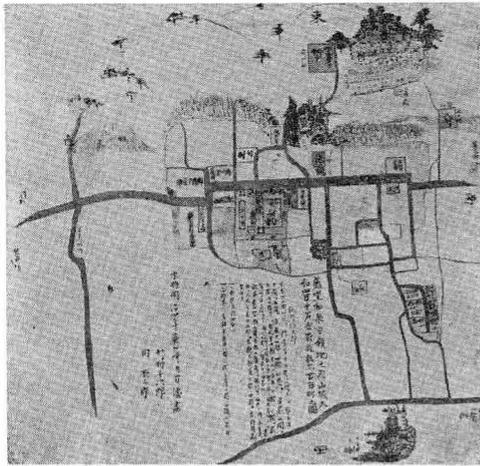
職名	江戸	国元	家老職
	人	人	
寄席	1	1	}
次席	1		
脇席		1	
用者	4	1	
奏物取納目近習馬廻り	1	1	
頭次戸付習格子	6	1	
目近習馬廻り末席者	2	1	
近習馬廻り末席者	4	3	
目近習馬廻り末席者	5	1	
近習馬廻り末席者	10	6	
馬廻り末席者	1	1	
馬廻り末席者	5	5	
馬廻り末席者	5	4	
医中	1	2	
中小末席者	4	1	
中小末席者	1	1	
徒士目付格	1	1	
徒士目付格	2	1	
徒士頭格	2		
使徒間頭格	2		
中間頭格	4		
中間頭格	3	3	
	65	32	

表14 柳生領侍高並侍買得地高

村名	村高	侍高	侍買得高	差引
	石 才	石 才	石 才	石 才
柳生村	478.71845	64.15999	—	414.55846
田山村	550.00000	130.00000	—	420.00000
北大河原村	681.52000	78.69900	68.64830	534.17270

柳生芳徳禪寺『袖隠抄』、天理図書館「柳生家御領分村々明細」から作成

第一章 奈良町の成立



藤堂藩古市奉行所図(竹村弘氏蔵)

表17 古市奉行所職制

	職名	定員	付属下僚定員共		
城和領役人	城和奉行	1	手代2 手代2	同心13 物書5	領地
	横目奉行	1	足輕13		
	郡奉行	2	手代4		
	川見分代官兼配	1			
	川置舟手支防役	1			
	郷目付兼川砂封付官	3			
	計	9	下僚39		
大和国領地役人	郡奉行	3	手代6		
	吟味付	3			
	目付役	1	下目付1		
	郷陣木屋・配	6			
	南北都山材支	2	足輕1	下番4	
	計	15	下僚12		
総計		24	下僚51		

「宗国史」から作成

城和領の支配は、伊賀上野城代のもとにあった城和奉行が行なった。城和奉行はまた大和奉行とも呼ばれ、城和領成立当初から存在したようである。はじめ伊賀上野に在勤し、事あるたびに城和領に向向いて民政にあたっていたが、延宝五年(二六七)八月になって、従来から城和領支配の拠点になっていたらしい添上郡古市村(市、奈良)に城和奉行所が設置された。以来、廃藩置県までの二〇〇年間、城和奉行以下の役人がここに常駐し、城和領五万石の統治にあたったのである。なお久居藩は、正徳三年(一七三三)に添上郡和尔村(市、和歌山)に城和役所を設けている。

城和奉行には、元和五年(二〇九)から廃藩置県までの二八三(一八三三)の二時期を除いて一人役に任命されている。万治元年(二五九)までは二人役、以後宝暦年間(一七五三)と天保年間(一八三三)の二時期を除いて一人役になっていた。一〇〇〇石前後の

表18 城和奉行歴代

奉行名	就任年度	退任年度	備考
石田清兵衛	元和5	寛永元	二人役
中小路五郎右衛門	元和5	寛永4	
加納藤左衛門	寛永元	寛永9	
中小路五郎右衛門	寛永4	万治元	
石崎角太夫	寛永9	寛永17	
彦坂嘉兵衛	寛永17	慶安元	
西嶋八兵衛	慶安元・9	延宝5.8.21	万治元年から一人役
玉置甚三郎	万治元	天和3.3	津奉行へ
玉置七左衛門	延宝5.8.21	元禄6.1.13	津奉行へ
水上権大夫	天和3.3	元禄12.3.4	伊賀奉行へ
葛原半大夫	元禄6.1.13	宝永7.12.2	御側用人へ
真川求馬	元禄12.3.4	享保元9.13	伊賀加判用人へ
栃尾源左衛門	宝永7.12.2	享保18	
柳田猪之助	享保元9.13	寛保元5.19	病氣退役
大井源太夫	享保18	延享5.4.12	没
杉立治平	寛保元5.19	宝暦2.4.25	伊賀奉行
安並左仲	延享5.5.28	宝暦6	
伊東弥太夫	宝暦2.4.25	明和5.3.28	退役隠居
中尾五郎左衛門	宝暦6	宝暦13	
安並左仲	明和5.3.28	安永2.11	
杉立治平	安永2.11	安永8	
橋本右平	安永8	天明4	
神田作左衛門	天明4	天明7.8.18	
柚原半左衛門	天明7.8.18	天明9.閏6	
加藤六兵衛	天明9.閏6	寛政8.1	没
深井源太左衛門	寛政8.1.7	文化14.4	
宮部柰	文化14.4	文政6	
安波忠兵衛	文政6	文政8	550石
渡辺高之助	文政8	天保3.2	津加判奉行へ500石
葛原半太夫	天保3.閏11.19	天保5.12.15	伊賀加判奉行へ900石
柳田猪之介	天保5.12.15	天保9.7.1	900石
藤堂伊兵衛	天保9.10.8	天保12.7.8	御用人役へ500石
野崎右近	天保12	弘化3.12.11	
深井源太左衛門	弘化3.1.22	元治元.3.6	隠居850石
平井柰右衛門	元治元3.7		
柳田猪之介	慶応4.閏4.26		

『永保記事略』『序事類編』天理図書館蔵 天理市岩谷町山田家
文書 北椿尾・鹿野園両村の年貢免状から作成

第一章 奈良町の成立

家禄を持つものが勤め、伊賀上野城付では最上位に属する職の一つであった。歴代の奉行のなかでも、万治(一六五〇)延宝期(一六七三)に在任した西嶋八兵衛は名奉行とたたえられ、井堰の改修や新田開発などを手がけ、また、城和領をくまなく歩き、領民に勸農の策を伝えたといわれる。このことは、一面では年貢の増徴を可能にするわけで、城和領支配の基礎をつくったことになる。

城和奉行所の機構は、当初はごく簡単なものであったようであるが、次第に整備され、近世中期までには表17のような職制を持つようになっていた。なお同表の下段にある領地役人は、元文三年(一七五二)に奈良代官所廃止後の幕領を管理するために置かれたものである。

こうした支配機構の整備が進む一方、民政の安定にも力がそがれた。無足人制度がそれである。元和九年(一六三三)領内から由緒ある家を選び、「一副の甲冑、一根の長槍」を自製させ、両刀を帯することを許し、「衆戸」とは格別の扱いを受けるものとして、これを無足人と呼んだ(『宗国史』・「広編」。他藩に多くみられる郷土制度と同様のものであり、藤堂藩の場合、この制度が巧妙に運用され、有効に機能したようで、近世を通じて大きな農民騒動が領内に起こらなかった。すなわちこれは、中世地侍の系譜を引く有力農民たちを懐柔する政策にほかならなかった。

城和領無足人は、当初の二人から、その後増加をにつけ

表19 城和領無足人数の推移

大庄屋組名	筋有之者立 家緒取無足人数	由者立 者立人数	村精勤之者立 取無足人数	役勤之者立 取無足人数	軍資金之者立 取無足人数	等者立 人数	合計
古市組		8		0	35		43
白石組		17		12	29		58
庄屋敷組		4		4	21		29
桜井組		4		13	24		41
加茂組		20		2	17		39
笠置組		13		6	5		24
総数		66		37	131		234

明治5年「山城大和無足人取調帳」(山辺郡都祁村福田美代子氏蔵)から作成、組名は文政6年をとった、本藩分だけである

た。はじめは由緒を認められたものが取り立ての対象になり、文政九年（一八二六）までに六七人が無足人を拜命しているが、やがて「村役等精勤致シ候者」や幕末に軍用金などの献金をしたものも取り立てられた（「山城大和無」。その内訳は表19のとおりで、明治初年には合わせて二三四人が無足人を拜命していた。もちろんこの数字には、幕末までに退転したか、または何らかの事情で無足人を退いたものは含まれていない。たとえば古市組では、寛政十一年（一七九七）に一三人であったが（「無足人由、文政十一年（一八二六）にはそのうち四人が退き（「城和御領下帳」、明治初年度には新たに三五人の取り立てがあった（「山城大和無」。それ故、近世を通じて城和領全体の無足人総数は三〇〇人を越えていたものと考えられる。無足人の職務は非常の際の農兵的役割と、日常の村

表20 幕末古市奉行所役職

役名	人名	高禄	役料	備考
加判奉行 郡奉行	平井左右衛門	1,000石	312石	元治元 3から
	米村半之進	350石	100石	文久元12から
	黒岩万三郎	80石	100石	慶応元10から
銀札奉行 勘定吟味役	野崎久米三郎	200石	25石	元治元 9から
	中根益三郎	90石		郷目附兼帯
銀札方勘定吟味役 郷代官	鈴木文之介	150石		
	岡田 鑠吉	39石 4人扶持		
	山中 吉吾	30石 3人扶持	40俵	
勘定役	栗本八郎左衛門	30石 3人扶持	40俵	慶応3. 2から桜井郷代官
	服部庄左衛門	30石 3人扶持	40俵	慶応3. 2から城和郷代官
	井上直藏		40俵	慶応4. 3から白石郷代官
	岡嶋彦六	36石 3人扶持	5俵	
	石崎藤治郎	23石 3人扶持	5俵	
	竹村千次郎	27石 3人扶持	5俵	
	折田 栄藏	16石 3人扶持	5俵	
	広瀬 佐久助	13石 3人扶持	5俵	慶応2.12から
	岡田 亀久郎	10石格	5俵	慶応3. 6から
	加判奉行手附役 御陵番	森 八十吉	21石 3人扶持	
	北浦 茂助	18石 3人扶持		

上野市立図書館・都祁村西針福田氏・室生村無山多山氏蔵の分限帳から作成

第一章 奈良町の成立

方の治安維持であるが〔宗国史・城和無足人、幕末の動乱の中で彼らは大きな働きをみせている。〕

無足人制度と並行して、藤堂藩では民政安定のために城和領をいくつかの組に分け、そのうちの有力な無足人を大庄屋に任命して、統治機構の末端に位置づけるといふ制度をとっていた。城和領成立当初の組数はわからないが、寛文四年（二六四）には、古市・磯上・丹波市・味間・桜井・小江戸・深川・当之尾・加茂・笠置の一〇組が置かれていた〔大和・山城御領（分中大庄屋組帳）〕。その後、大庄屋の没落などによって組替えがあり、文政十年（二二八）には、古市・庄屋敷・桜井・白石・加茂・笠置の六組と、久居藩領分として和尔・当尾・木之本の三組がおかれていた〔御改ニ付書留〕。通常組間の村の移動はほとんどなく、大庄屋が退役する際、組の再編が行なわれることがあった。

各大庄屋組に属する村数は、文政六年（二二八）の場合表21のとおりであった。現

表22 古市組村々戸数人口

年度 項目 村名	『宗 国 史』			明治3年	
	家数	人口	無足人	家数	無足人
古市	120	745	6	239	19
鹿野園	65	303	0	69	5
八嶋	57	260	0	46	1
虚空藏	13	41	0	13	0
北椿尾	88	361	0	59	2
南椿尾	20	86	0	17	0
興隆寺	18	80	0	18	0
米谷	68	356	0	61	0
中畑	47	234	0	50	1
鉢伏	4	23	0	4	0
矢田原	80	344	0	71	0
鉢坪				24	0
茗荷	27	110	0	33	3
日笠上	34	133	1	32	1
日笠下	8	23	0	15	1
南田原	31	148	2	40	1
中ノ庄	28	132	0	34	0
須川	35	100			

表21 大庄屋組村数

組	内 組 総 村 数	奈良市 村 数	
			古市組
白石組	44	6	
庄屋敷組	19	0	
桜井組	33	0	
加茂組	13	0	
笠置組	15	10	
計	148	40	
久居藩分	木之本組	5	0
	当尾組	16	3
	和尔組	11	0
	計	32	3
総計	180	43	

文政6年「領内村々雨之願状」（室生村無山、多山氏蔵）から作成、村数には異動がある

奈良市市域の村々が属した組は本藩分で古市・白石・笠置の三組であり、久居藩分で当尾組があった。半数以上が属していた古市組は、古市村の広瀬佐次右衛門家が幕末まで大庄屋をつとめていた。

最後に、古市組村々の概況を示せば表22のとおりである。

郡山藩の
農村支配

大和郡山城は、筒井順慶築城にかかる古城を、その後豊臣秀長・増田長盛らが増築改修を重ね、現在の城構えになったといわれる〔郡山〕。その後、関ヶ

原の戦いによって増田長盛が没落し、一時廃城になっていたが、大坂夏の陣直後の元和元年（一六五〇）八月、水野日向守勝成が三河国刈屋から入部して、以来廃藩置県までつづく大和郡山藩が成立したのである。

水野勝成について、表23のとおり松平下総守忠明、本多内記政勝ら徳川譜代の重臣家の者が城主となり、大和最大の藩城として、京・大坂に近い樞要の地を守りつづけたのであった。水野氏以後、享保八年（一七三三）改易になった本多氏までは在職期間が短く、藩政記録などがあまり残されていないため、藩の職制や機能、また民政などの細部までよくわからない。ただこの期間に注目すべき施策として、領知の二割半無地増高が行なわれている。

この政策は、領内村々の文禄検地高（元高と称した）を、耕地面積増加の裏付けなしに一率二割五分増しにしたものである。寛永六年（一六五九）松平下総守時代に始められたという説が有力であるが（他に寛永十六年一三三説がある）いずれにしても、当

表23 大和郡山藩主の変遷

初代藩主	立藩年度	藩主数 代	期間 年	領知高 石	市数 村	奈良 城
水野日向守勝成	元和元 7. 9	1	4	60000	14	
松平下総守忠明	元和5. 10	1	20	120000	27	
本多内記政勝	寛永16. 3. 3	3	40	150000	26	
松平日向守信之	延宝7. 6. 26	1	6	80000	()	
本多下野守忠平	貞享2. 9. 15	5	38	120000	()	
柳沢美濃守吉里	享保9. 3. 11	6	147	150000	28	

〔寛政重修諸家譜〕『郡山町史』から作成、領知高は端数をのぞいてある

第一章 奈良町の成立

初は夫米(近世買納の一形態で、夫役と呼ばれる労働地代の替わりに上納する米のこと)、高(一石について米三升と定められていた)の部分だけの二五割増しに限られていたようであるが、寛文年間(一六六一-一七七一)以来本高に組み込まれることになった。これは幕藩制初期以来の農業生産力の上昇に対応した年貢増徴政策の一つと考えることができるであろう。

さて、水野氏以来藩主の変動がはげしかった大和郡山藩も、享保九年(一七二四)三月、柳沢吉里(五代将軍綱吉時代の側用入・老中柳沢吉保の子)の内部によって、ようやく安定をみせることになった。甲斐国から移封された吉里は、大和・河内・近江・伊勢四か国の内に合わせて一五万石余を与えられ(その後、享保元年(一七二六)十月には伊勢領分を上知し、替わりに大和・河内兩國の内一万四千石余を得た。この新領を御代知と呼んだ)、郡山藩柳沢氏の祖になったのである。柳沢氏の領知の内訳は表24のとおりであるが、本領のうち添下郡二三か村と御代知のうち添上郡内五か村が現奈良市域に属している。

柳沢氏は、これらの領知の民政のために、つぎのような職制をした。まず民政の責任者として郡代をおき、その下に東・中・西の三代官(三年代官)を設けた。入部直後の享保九年(一七二四)には、戸倉徳之進(東)、

表24 柳沢氏領知高国郡別内訳 (享和元年以降)

国	郡	本 領		御 代 知	
		村数	高(単位石)	村数	高(単位石)
大和	添上	—	—	17	6689.098
	添下	38	23653.190	2	630.502
	平群	24	7104.190	1	284.721
	広瀬	23	12833.778	1	169.036
	葛下	33	18054.366	11	4318.040
	十市	9	3140.438	5	1434.008
	式下	21	14091.250	1	181.586
小 計		148	78877.212	38	13706.991
河内	讚良	4	1250.000	—	—
	若江	—	—	2	956.7195
小 計		4	1250.000	2	956.7195
近江	高嶋	31	18174.791	—	—
	浅井	22	10679.345	—	—
	坂田	13	6173.431	—	—
	神崎	13	7743.289	—	—
	蒲生	27	15349.550	—	—
小 計		106	58120.406	0	0
合 計		258	138247.618	40	14663.7105

村数および村高は明治3年「和州・河州・江州郡山藩管轄村々高覧」(天理図書館蔵)からとった
一部村数や高に領知判物と一致しない場合がある

表26 文政3年郡山藩大庄屋組

組名	村数	現奈良市	城下郡
		村	村
但馬組	13	0	0
椎木組	16	0	12
菜畑組	16	0	0
磯壁組	13	0	0
南今市組	13	0	0
小柳組	15	0	0
高田組	18	0	11
辻組	15	0	0
古寺組	15	0	0
今国府組	12	0	0
添上郡御代知	18	5	0
南御代知	25	0	2
計	189	5	25

「拾ヶ組村々并御代知村々覚」(天理図書館蔵)から作成した
村数は必ずしも領知判物の村数とは一致しない

佐藤政右衛門(中)、竹尾吉左衛門(西)がそれぞれ任命されている(三年代官)。さらに代官の下に幕初以来の郡山藩代々の施策を引きついで大庄屋をおいた。領内の村々を一〇数か村単位ごとに一組とし、組内の有力農民に管理をゆだねたものであるが、彼らは組内各村の庄屋の上に立って藩の諸施策を村々に伝え、各村から藩庁あての諸願書の取りつぎなどをした。いわば、民政担当の最前線に立つ職であった。

大庄屋は社会経済的な変動に伴い、時によって交代があり、それに伴って所属の村々の組替えがあった。本多下

表25 本多下野守時代郡山藩大庄屋組名

組名	大庄屋
市場組	()
磯壁組	仲 勘兵衛
上里組	吉 村 小兵衛
原組	中 川 善右衛門
矢田組	五 師 平兵衛
三碓組	大 神 半右衛門
柳町組	小 山 弥兵衛
崎組	中 村 庄三郎
百富組	富 松 孫兵衛
戸植組	植 村 孫左衛門
七条組	吉 崎 仁右衛門
永組	中 川 弥兵衛

「郡山御領分大庄屋并小庄屋衆名寄」(小山田巖氏蔵)から作成

野守時代(元禄年間)の大庄屋組の一例をあげれば、表25のとおりであり、現奈良市域には三碓組(大庄屋三碓村大衛門)・七条組(大庄屋七条村吉崎仁右衛門)などがあった。柳沢氏時代にもたびたび組替えがあり、安定したものはなかったが、文政三年(一八二〇)の大庄屋組と組内の村数を示したものが表26である。この時期には今の奈良市域の村からは大庄屋が任命されなかった。添下郡二三か村は椎木組・高田組に、御代知のうち添上郡五か村は添上郡御代知組に、

第一章 奈良町の成立

表27 享保9年「郷鑑」にみえる郡山藩領奈良市域村々の概況

村名	村高	家数		人数		寺	神社	商人	職人	医師	郷	蔵	牛数
		戸	石	人	人								
大向	355.345	35	169	1	0	0	1	0	0	0	坪 18	頭 13	
小和田	332.612	39	177	2	0	1	0	1	0	1	16	12	
石堂	264.686	37	190	2	0	0	0	0	0	0	21	12	
木嶋	262.745	23	81	0	1	1	1	1	0	0	21	4	
三碓	843.000	100	477	2	1	1	1	1	0	0	有	28	
二名	1189.038	117	565	4	3	1	7	0	0	0	間 × 間 5 × 10	20	
中山	665.538	102	487	3	2	4	3	1	1	1	4 × 8	21	
本郷	203.097	9	43	()	()	0	0	1	0	0	有	4	
山陵	494.271	90	385	3	2	2	0	0	0	0	間 × 間 7.5 × 2.5	11	
歌姫	373.640	56	282	1	1	1	0	0	0	0	9 × 10	25	
常福寺	373.925	87	428	1	1	4	1	0	0	0	3.5 × 6.5	12	
門外	208.505	25	109	0	1	0	0	0	0	0	無	4	
超昇寺	685.159	28	110	2	1	0	1	0	0	0	間尺 × 間尺 8 4 × 4 4	5	
西大寺	739.481	82	335	2	1	4	0	1	1	1	5.5 × 6	8	
宝来	616.763	102	470	1	1	3	3	0	0	0	8 × 7	9	
平松	95.092	3	9	()	()	0	0	0	0	0	無	0	
横領	627.375	13	38	0	1	5	0	0	0	0	有	2	
興福寺	443.475	20	91	1	2	0	0	0	0	0	間 × 間 2 × 2.5	4	
齋音寺	1293.030	152	668	1	2	14	8	1	1	1	坪 24	12	
五条	406.750	42	197	1	0	1	8	3	3	3	有	5	
六条	931.000	102	448	2	5	3	3	0	0	0	間 × 間 7 × 2.5	23	
七条	919.113	81	409	5	2	2	3	0	0	0	9 × 9	11	

「郷鑑」(柳沢文庫複写本)から作成

また添下郡二か村(新古超鼻寺村)は南御代知に属していた。最後に柳沢氏入部当時の現奈良市域の郡山藩領村々の村況を表27によって示しておく。

現奈良市域には、幕府の直轄領もたくさんあり、天領とも幕領ともいった。はじめ奈良奉行所が支配していたが、寛文四年（一六六四）から奈良代官所の手に移り、奈良回り八か村と呼ばれた奈良町周辺の八か村も、元禄四年（一六九七）には代官所支配になっている。奈良市域の幕領は、この奈良回り八か村を含めて、近世中期には三〇か村もあり、元文二年（一七五七）奈良代官所廃止後は、藤堂・郡山・高取各藩の預り支配に組み込まれた。また添下郡二か村と添上郡の五か村は享和元年（一八〇一）以後郡山藩領に組み込まれた。現奈良市域の領主関係とその石高は、巻末の付表5に表示した。